

### PTA(主催・共催)活動後、 必ず事故の有無を確認

これは、岐阜県PTA見舞金給付会「手引」の裏表紙にある言葉です。PTA活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生したりした場合、「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。もし事故が発生した時には、「手引」裏表紙の「給付までの流れ」の手順で、手続きをお願いします。

また、「どんなときに」活用できるのかは、「手引」の表紙裏や「利用にあたって」をご覧ください。

### ■「見舞金」「賠償責任」についての問い合わせ等から

これまでに問い合わせ等があった主なものをQ&Aでまとめました。また、賠償責任については、多くは事前の安全対策が求められます。

#### 〈見舞金に関すること〉

**【Q1】:PTA校外生活委員が地区祭りに参加して、そのときに事故があれば見舞金は出ますか？**

**【A1】:**見舞金の対象となります。地区から学校PTAに依頼があり、PTAとして校外生活委員が参加しており、委員会としてはPTAの年間計画に位置付けている場合は、見舞金給付会の規程に則って対象となります。

**【Q2】:校外学習に「保護者の付き添い等のボランティアお願ひ文書」が、校長名とPTA会長名で出ています。校外学習の折に保護者に付き添いをお願いしていて事故が起きたときは、見舞金の対象になりますか？**

**【A2】:**見舞金の対象となります。学校教育活動でPTAに協力を依頼された活動は対象です。ただし、PTA年間計画に記載され、校長からPTA会長に依頼書が出されており、参加会員に依頼文書が出ていることが必要です。

**【Q3】:夏休みの親子奉仕作業を計画中に、学校施設を使っている団体からボランティアとして参加したいとの申し出がありました。ボランティアの方々は見舞金給付の対象となりますか？**

**【A3】:**給付規程にある「特定協力者」とすれば、見舞金の対象となると考えられます。また、PTA行事として決定されたものであれば、他団体が関与する賠償金事故も、PTAの団体としての責任があれば、保険の対象となると考えられます。

**【Q4】:PTA主催の講演会を行う予定です。未就学児を託児の形で地域の方々が見守ることを計画しています。託児に関わる保険はありませんが、地域の方と未就学児は見舞金の対象となりますか？**

**【A4】:**未就学児を見守る方は、PTAの協力者として依頼された方なので、見舞金の対象となりますが、未就学児については対象になりません。ただし、見守る方が目を放



した際に、未就学児が、借りている施設に損害を与えたり他人にケガを負わせたり等で、見守っていた方に賠償責任が求められた場合は、「賠償責任補償」が適用できると考えられます。

**【Q5】:PTA行事として校区内の公園の清掃活動をするとき、PTA父親クラブが主になり、参加の子どもを募集して行きます。ケガ等があった場合は見舞金給付の対象となりますか？**

**【A5】:**参加されている保護者、児童生徒とも見舞金給付の対象となります。

#### 〈賠償責任に関すること〉

**【事例1】:PTA主催の資源分別回収で空きビン回収のため、車内が液漏れによって汚れた。**

➡ あらかじめ、回収物品について知らされています。取扱中にビニル袋が破れたりして、洗浄していないビンの汚れが付着することも予測できるはずですが、車の使用者は敷物をしておくなどの予防対策をしておくことが重要になります。車内が汚れたことが、PTA管理者(PTA会長)の責任とはなりにくく考えられます。



PTA活動中に使用する自動車が起こした対人・対物事故による損害賠償、運転手や同乗者のケガに対する損害賠償、使用する自動車の破損等への損害賠償は保険金の支払いはできません。PTA会員の方に理解していただき、車を提供していただく必要があります。

また、PTA行事への参加のために往復途中において、自動車や自転車を運転中に起こった事故による傷害については、見舞金は給付できません。

**【事例2】:PTA主催の環境整備作業中に、草刈り機の跳ね石によって車に傷が付いた。**

➡ 幸いにもキックバックによって草刈り機が跳ね、近くにいた人の腕を切ったとか失明した等の重大事故は起きていませんが、草刈り機使用時に石跳ねにより車を傷付ける、窓ガラスを割る等の事故が起きています。これらの事故が起きた場合、PTA組織として損害賠償責任があるか、危険な行為を承知でおこなった重過失にあると判断されるかは保険会社の判断によります。草刈り機を使用する場合、作業者は保護メガネの着用、近くに車がある時は移動させる、建物の近くでは防護ネットを張る、または使用せず手刈りに切り替えるなどの対策を徹底する必要があります。



### ■「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中に起こった損害賠償事故といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。PTA管理者に法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

### ■お知らせ

右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。※今までの「給付会便り」も見ることができます。

